

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月14日

【四半期会計期間】 第75期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

【会社名】 株式会社アイレックス

【英訳名】 AIREX INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 譲治

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03)3245-2011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 亀井 康之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03)3245-2011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 亀井 康之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第3四半期 連結累計期間	第75期 第3四半期 連結累計期間	第74期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	2,204,909	2,411,553	3,151,818
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	117,721	140,796	17,684
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	130,296	149,230	36,335
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	162,861	174,440	99,529
純資産額 (千円)	552,637	790,334	615,969
総資産額 (千円)	1,585,681	1,722,985	1,579,522
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額 ( ) (円)	4.43	5.07	1.24
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		2.94	
自己資本比率 (%)	34.85	45.87	39.00

回次	第74期 第3四半期 連結会計期間	第75期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ( ) (円)	1.47	2.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第74期第3四半期連結累計期間及び第74期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

アイレックスシステム株式会社との合併

当社は、得意分野を統合し、事業基盤の拡大を図るとともに、人的資源の効率化と営業力統合による受注活動を強化することを目的として、平成28年12月21日開催の取締役会において平成29年4月1日(予定)を効力発生日として当社の100%子会社であるアイレックスシステム株式会社(東京都中央区、資本金5,000万円、代表取締役社長 高橋譲治)について当社を存続会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)を行うことを決議いたしました。また、同日に両社は吸収合併契約を締結しました。本合併は、当社においては、会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、アイレックスシステム株式会社においては、同法第784条第1項に定める略式合併であるため、合併契約承認株主総会は開催いたしません。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

#### (1)合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併。

#### (2)合併に際して発行する株式及び割当

当社の100%子会社との吸収合併であるため、合併に際して株式の割当て、その他金銭の交付は行いません。

#### (3)合併比率の算定根拠

当社の100%子会社との吸収合併であるため、合併比率の算定は行っていません。

#### (4)合併の期日

平成29年4月1日(予定)

#### (5)引継資産・負債の状況

当社は、合併の効力発生日において、吸収合併消滅会社であるアイレックスシステム株式会社の一切の資産、負債及び権利義務を引継ぎいたします。

#### (6)吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金 8,000万円

事業内容 ソフトウェアの設計・開発

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループでは、IoT(Internet of Things)市場の拡大を基調として、デバイスの組み込み開発、クラウド基盤のアプリケーション開発やビッグデータ分析など、主に社会インフラ・製造業(特に自動車関連)のIoTソリューションの開発・運用に注力して参りました。

これらの結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における業績は以下の通りとなりました。

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高2,411,553千円(前年同期比9.4%増加)、営業利益135,311千円(前年同期は営業損失121,978千円)、経常利益140,796千円(前年同期は経常損失117,721千円)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、149,230千円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失130,296千円)となりました。

なお、当社グループの事業は、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の資産の部は1,722,985千円であり、前連結会計年度末の1,579,522千円に比べ、143,463千円増加しています。主な内訳は、現金及び預金141,379千円の増加、受取手形及び売掛金54,067千円の減少及び流動資産のその他51,608千円の減少であります。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末の負債の部は932,650千円であり、前連結会計年度末の963,553千円に比べ、30,902千円減少しています。主な内訳は、支払手形及び買掛金14,581千円の減少、賞与引当金40,066千円の減少及び退職給付に係る負債26,586千円の増加であります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の純資産の部は790,334千円であり、前連結会計年度末の615,969千円に比べ、174,365千円増加しています。これは、その他有価証券評価差額金25,210千円の増加及び当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益149,230千円を計上したためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	165,669,000
A種優先株式	16,000,000
計	181,669,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,417,400	29,417,400	(株)東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)2、3
A種優先株式 (注)4	16,000,000	16,000,000		(注)5、6、7
計	45,417,400	45,417,400		

(注)1. 提出日現在発行数には、平成29年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
3. 単元株式数は1,000株であります。
4. 当該A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
5. 当該A種優先株式の特質

###### (1) 割当株式数が変更される旨

当該A種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により取得価額が修正され、取得請求権の行使により取得と引換えに発行する普通株式の数が増加いたします。

###### (2) 割当株式数又は取得価額修正の基準及び修正の頻度

当該A種優先株式の取得請求期間は平成23年3月1日以降とし、取得価額は平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものであります。

###### (3) 取得価額修正の下限及び取得発行により発行すべき普通株式数の上限

取得価額修正の下限は25円であり、取得発行により発行すべき普通株式数の上限は64,000,000株であります。

###### (4) 当社の決定による当該A種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、平成21年3月1日以降、いつでも当該A種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができます。

取得と引換えに株主に交付する財産の内容

株式を取得すると引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額といたします。

###### 6. A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 種類株式の名称     | 株式会社アイレックスA種優先株式 |
| (2) 発行株式数       | 16,000,000株      |
| (3) 発行価額        | 1株につき 金100円      |
| (4) 発行価額の総額     | 1,600,000,000円   |
| (5) 発行価額中の資本組入額 | 1株につき 金50円       |
| (6) 資本組入額の総額    | 800,000,000円     |
| (7) 申込期日        | 平成18年2月27日       |
| (8) 払込期日        | 平成18年2月28日       |
| (9) 配当起算日       | 平成17年4月1日        |

- (10) 発行方法 第三者割当の方法により、引受人に割り当てる。
- (11) 継続保有に関する事項 該当なし
- (12) 剰余金の配当
- (イ) A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円を上限として優先的に配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 中間配当は行わない。
- (ハ) ある事業年度における優先配当金の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (ニ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (13) 残余財産の分配
- 当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (14) 取得条項
- 当社は、平成21年3月1日以降、いつでもA種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額とする。
- (15) 金銭を対価とする取得請求
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 取得の請求があったA種優先株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、A種優先株式1株につき金100円を交付する。ただし、分配可能額は直近事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。
- 取得請求が可能な期間
- 平成21年3月1日以降とする。
- (16) 議決権
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、法令に別段の定めある場合を除き、A種優先株式について株主総会で議決権を有しない。
- (17) 株式の併合又は分割
- 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について、株式の併合又は分割は行わない。
- (18) 新株引受権株式等の付与
- 当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。
- (19) 普通株式を対価とする取得請求
- A種優先株主は、その判断により、上記(15)に代えて下記に定める条件に従い、下記に定める期間内に取得を請求することにより、1株につき、下記からに定める取得価額により、当社普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得するよう請求することができる。
- 取得請求が可能な期間
- 平成23年3月1日以降とする。
- A種優先株式と引換えに発行すべき普通株式数
- A種優先株式の取得により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得発行により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$
- 発行株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 当初取得価額
- 当初取得価額は50円とする。

#### 取得価額の修正

取得価額は、平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から取得価額修正日の前日までの日に、下記で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整後取得価額を調整前取得価額で除した比率(以下「調整比率」という。))に応じて調整される。下限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また修正後取得価額が当初取得価額の150%(以下「上限取得価額」という。ただし、上限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

#### 取得価額の調整

当社は、A種優先株式発行後、本号に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

取得価額調整式によりA種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の取得価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって取得により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に取得請求される証券もしくは取得できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。

ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

(イ)取得価額調整式の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

(ロ)取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

(ハ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

- (イ)株式の併合、資本の減少、吸収分割、新設分割または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書及びA種優先株式の株券が、上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出は要しない。

- (20) 取得請求後第1回目の普通株式への配当

A種優先株式と引換えに発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとしてこれを支払う。

- (21) 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

- (22) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

- (23) 単元株式数は1,000株であります。

#### 7. A種優先株式に係る欄外記載事項

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はありません。

- (2) A種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についての当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

A種優先株式について、当該A種優先株式に付された各種権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

当該A種優先株式の所有者は、当該A種優先株式の発行日である平成18年2月28日から5年間に於いて、当該A種優先株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨の確約を得ております。

また、当該A種優先株式については、所有者が普通株式を取得請求するまでの期間において継続保有すること及び所有者が発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行なうこと、並びにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、所有者は当社が指定する買取先に売却する旨の内諾を得ております。

- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

- (5) その他投資者の保護を図るため必要な事項

当該A種優先株式の所有者との間で、当該A種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意は特にありません。

- (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年12月31日		45,417,400		80,000		20,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 16,000,000		「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,399,000	29,399	同上
単元未満株式	普通株式 9,400		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
発行済株式総数	45,417,400		
総株主の議決権		29,399	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数(個)」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己保有株79株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイレックス	東京都中央区日本橋本町 四丁目8番14号	9,000		9,000	0.03
計		9,000		9,000	0.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	579,857	721,236
受取手形及び売掛金	500,299	446,232
仕掛品	16,296	32,362
預け金	150,260	197,109
その他	63,006	11,397
流動資産合計	1,309,720	1,408,339
固定資産		
有形固定資産	68,168	67,689
無形固定資産	904	904
投資その他の資産		
投資有価証券	161,742	205,422
その他	41,639	43,283
貸倒引当金	2,654	2,654
投資その他の資産合計	200,728	246,052
固定資産合計	269,802	314,646
資産合計	1,579,522	1,722,985
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	120,531	105,950
短期借入金	200,000	200,000
未払法人税等	8,863	1,860
賞与引当金	88,387	48,321
その他	143,258	142,612
流動負債合計	561,041	498,744
固定負債		
関係会社長期借入金	190,000	190,000
役員退職慰労引当金	3,537	3,761
退職給付に係る負債	205,940	232,527
その他	3,034	7,617
固定負債合計	402,512	433,906
負債合計	963,553	932,650
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	35,710	35,710
利益剰余金	480,765	629,996
自己株式	881	956
株主資本合計	595,594	744,749
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,375	45,585
その他の包括利益累計額合計	20,375	45,585
純資産合計	615,969	790,334
負債純資産合計	1,579,522	1,722,985

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	2,204,909	2,411,553
売上原価	1,994,839	1,981,897
売上総利益	210,070	429,655
販売費及び一般管理費	332,048	294,344
営業利益又は営業損失( )	121,978	135,311
営業外収益		
受取利息	73	4
受取配当金	3,018	3,081
受取賃貸料	3,666	3,620
その他	155	585
営業外収益合計	6,913	7,292
営業外費用		
支払利息	2,655	1,807
営業外費用合計	2,655	1,807
経常利益又は経常損失( )	117,721	140,796
特別利益		
投資有価証券売却益	31,839	20,065
特別利益合計	31,839	20,065
特別損失		
投資有価証券売却損	1,890	-
固定資産除却損	6	-
特別損失合計	1,896	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	87,777	160,862
法人税等	42,518	11,631
四半期純利益又は四半期純損失( )	130,296	149,230
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	130,296	149,230

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	130,296	149,230
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32,565	25,210
その他の包括利益合計	32,565	25,210
四半期包括利益	162,861	174,440
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	162,861	174,440
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響額はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	1,376千円	752千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

当社グループは、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とするシステム事業という単一セグメントであります。会社別の利益分析等は行っておりますが、事業戦略の意思決定、経営資源の配分等は当社グループ全体で行っているため、セグメント情報の開示は省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

当社グループは、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とするシステム事業という単一セグメントであります。会社別の利益分析等は行っておりますが、事業戦略の意思決定、経営資源の配分等は当社グループ全体で行っているため、セグメント情報の開示は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	4円 43 銭	5円 07 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社 株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	130,296	149,230
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半 期純損失金額( )(千円)	130,296	149,230
普通株式の期中平均株式数(株)	29,408,721	29,408,544
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		2 円 94 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		21,333,333
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月14日

株式会社アイレックス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣 田 剛 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレックス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。